

■ 支払い方法について

永代使用料等につきましては、霊園管理事務所へ現金でお支払いいただくか、または下記の口座へお振込みをお願いいたします。

<振込先>

- 信州うえだ農協 塩田支所 普通預金 0052823
- 八十二銀行 三好町支店 普通預金 552669

口座名義 ペットメモリアルガーデン管理事務所
事務長 高井 紀和

(誠に恐縮ですが、振り込み手数料は申込者さまでご負担をお願いします)

■ 指定石材店について

霊園管理の必要および責任上、当霊園における墓石の設置等は『当霊園指定石材店』
(株)吉祥 上田店 が行うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

■ お申込み・お問い合わせは

- ペットメモリアルガーデン管理事務所 (信州上小森林組合内)
上田市富士山 2464-226 Tel 0268 - 39 - 1460 (直通)
Tel 0268 - 39 - 8522 (森林組合)
- (株) 吉祥 上田店 上田市中之条 70 - 5 Tel 0268 - 28 - 7700

ペットメモリアルガーデン 使用規則

[規 則]

第一条 ペットメモリアルガーデン（以下聖地という）を使用する方（以下使用者という）は、この規則に従ってください。

[使用資格]

第二条 本聖地は、宗教の如何を問わず使用することができます。使用にあたっては、別紙永代使用申込書により申込み、永代使用料納入しますと使用許可証を発行いたします。他国籍の方でも、本聖地管理者（以下管理者という）の承諾を得て使用することができます。

[使用目的]

第三条 本聖地は、墳墓、碑石及び、形象類建設の用に供する目的以外には使用できません。

[永代使用料]

第四条 永代使用料は墓所の永代使用权を保証する料金で、一区画 80,000 円（税抜）です。

[管理料及び管理料の改訂]

第五条 1) 管理料とは、事務管理並びに聖地内の清掃、環境の整備、聖地の管理に要する費用であり、一年間当り金 2,000 円（税抜）とします。
2) 社会事情、物価の変動等により料金が不均衡となった場合は、これを改訂致します。

[使用权の承継]

第六条 使用名義人が死亡したときは、相続人は直ちに管理者に所定の届けを行い、管理者の承諾を得て相続人又はその親族の一人が、本聖地の永代使用权を承継するものとします。

[届出書類]

第七条 1) 使用者が住所変更などにより、永代使用权証の記載事項に変更が生じた場合は、所定の届出書類を添えて速やかに届出を行い、記載事項訂正を受けることとします。
2) 永代使用权証を紛失又は汚損した場合には、所定の書類を添えて速やかに届出、永代使用权証の再交付を受けてください。

[承諾事項]

第八条 使用者が次の事項に該当する場合は、予め管理者により、その承諾を受けてください。

- (1) 墓石等の再建工事。
- (2) 墓地及び祭祀に関する付帯物、神仏具及びこれらに関する物の搬入設置。

[料金の還付]

第九条 1) 概納の永代使用料は還付致しません。
2) 本墓地の使用、不使用にかかわらず所定の管理料を頂きます。

[設備制限]

第十条 1) 墓碑、これに類する設備の高さは 50cm とします。
2) 盛土の高さは 10cm とします。
3) 樹木の高さは 50cm 以内とします。樹種は常緑とします。ただし、他に迷惑を及ぼすような場合は、管理者が処分します。

*前各項の高さとは、園路地盤から設備の最高部までの寸法です。

[埋葬及び改葬]

- 第十一条 1) 埋葬及び改葬の時は、管理者に届出て下さい。
- 2) 本聖地では公衆衛生上、土葬することはできません。
- 3) 使用者の親族以外の者は埋葬することはできません。ただし、管理者の承諾を受けたいときは所定の手続きをし、埋葬することができます。

[使用権利の取消]

- 第十二条 下記の各項に該当するときは、聖地の使用権利を取り消します。
- (1) 一ヶ年以上管理費を納めなかったとき。
- (2) 使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 使用者が使用場所を、第三者に譲渡、または転貸したとき。
- (4) その他、本使用規則に違背したとき。
- (5) 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき。

上記各項により、墓地の使用権を取り消したときは、本墓地の任意に定める場所に改葬します。墓石等は他に撤去処分します。尚、これに要する費用は使用者の負担とします。

[無縁の祭祀]

- 第十三条 前条により、使用権を取り消され、当墓所の無縁墓地に移設されたときは、当事務局が祭祀します。

[墓地の返還]

- 第十四条 使用墓地が不用になったときは、使用者は自己の責任で現状に復し、使用承諾証を添えて返還届けを管理者に提出し、墓地を返還しなくてはなりません。
- 使用者が、墓地を現状に復さないときは、管理者が使用者に通知して、本聖地の任意に定める場所に改葬することができます。尚、これに要した費用は、使用者の負担とします。

[不可抗力による事故の負担]

- 第十五条 天変地異、不可抗力による墓地、墓石等の損害を生じた場合、使用者の負担とし管理者は責任を負いません。

[墓石工事]

- 第十六条 墓石工事は管理者の指定する業者の株式会社吉祥とします。

[規則に定めない事項]

- 第十七条 本条に定めのない事項については、法規、慣行、条理にのっとり、その都度管理者が決めることとします。

以上

この規則は平成 17 年 7 月 1 日より施行する。